

とちぎヤングの会 会則

第1条 (名称)

本会は、「とちぎヤングの会」と称する。

第2条 (目的)

本会は、1型糖尿病患者およびその家族を中心として結成し、相互の親睦を図り、療養生活の励まし合いにより、病気を克服するとともに、社会人として人間形成に努めること、患者の命が守られるよう医療と福祉の増進を図ることを目的とする。

第3条 (事業計画)

前条の目的を達成するため、次に掲げる活動をおこなう。

1. 年1回の講演会を開催する
2. ホームページを開設し、運営する
3. 会員相互の情報交換の場を提供する
4. 日本糖尿病協会雑誌「さかえ」を配布する（希望者のみ）

第4条 (会員)

本会に加入する者は、ヤング1型糖尿病を中心に、患者とその家族（1家族=1会員）、および本会の趣旨へ賛同する医療従事者等とする。ただし、1型以外の糖尿病患者とその家族を除外するものではなく、年齢制限も設定しない。

第5条 (役員)

会長	1名
会計	1名
会計監査	2名
事務局	若干名
世話人	若干名

第6条 (会計年度)

4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 (会費)

会費は年会費として以下に定める金額を支払う。

A会員（日本糖尿病協会雑誌「さかえ」の希望者）：3,600円。18歳未満は1,800円（1会員あたり）

B 会員（「さかえ」の希望なし）：0 円（1 会員あたり）

さかえを希望する年度途中の新入会員は入会月より年度末までの月数×300 円（18 歳未満は 150 円）。

徴収した会費は、本会の運営および上記活動に使う。

第 8 条 （総会）

総会は本会の最高議決機関とする。また、総会において審議する議案は、下記の通りとする。
活動計画

1. 決算および予算
2. 会長、会計の就任および会計監査人の選任
3. その他重要な事項

総会の開催にかかる手続きは下記の通りとする。

1. 定期総会は年一回開催する。臨時総会は必要がある場合に世話人会の議決を経て会長が招集する。
2. 会長は総会開催の 7 日前までに、議案・日時・場所について会員に通知する。
3. 臨時総会の招集が緊急を要すると、世話人会または会長が認めた場合には、前項の期間を短縮できる。
4. 総会での議決権を有する者は会員とし、1 会員につき 1 票とする。
5. 議決は、出席者で議決権を持つ者の過半数で成立する。

第 9 条 （世話人および世話人会）

本会の運営は、総会で議決された活動計画に従い、世話人会によって行なわれる。世話人会は、総会あるいは世話人会の推薦により本会会員または関連する医療スタッフから選出された世話人によって構成される。世話人は、その定数に制限は設けない。また、世話人は、本会の目的・活動を理解し、お互いに協力し責任をもって任務にあたる。

第 10 条 （事務局）

本会の事務局を獨協医科大学 内科学（内分泌代謝）講座内に置く。事務局では若干名の医師、医療スタッフ、事務職員が業務にあたる。世話人会にて決定された活動計画に従い、本会の活動に関する事務的業務を行う。事務局メンバーより 1 名が会計となり、会の出納業務の担当者となる。

第 11 条 （会長）

1. 本会は、世話人の中から、会の運営および活動の責任者とする「会長」1 名を置く。
2. 会長の任期は 1 年（いずれも 4 月 1 日起算日）とする。

3. 会長の就任には、総会の承認を必要とする。
4. 会長の補佐および会長不在時には、世話人が全員でその任に当たる。

第12条（会計監査人）

会計監査人は会員の総会の議決を経て世話人から2名選出される。会計監査人の任期は1年（4月1日起算日）とする。会計監査人が本会の会計監査を行なう。

第13条（会則の改正）

会則は、総会において出席者の3分の2の賛成により改正することができる。

第14条（設立年月日）

本会の設立年月日は2021年10月18日とする。

第15条（所在地）

本会の所在地を次のとおりとする。

栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880 獨協医科大学 内科学（内分泌代謝）講座

第1版 2023年7月12日 制定